



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名：ハリマ共和物産株式会社

(コード：7444 東証第 2 部)

代表者名：代表取締役社長 津田 隆雄

問合せ先：代表取締役副社長 津田 信也

(TEL：079-253-5217)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 48 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

会社法の一部を改正する法律が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことにともない、業務執行取締役等でない取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるように、それらの取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる規定を新設するとともに、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、定款第 27 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別表のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 26 日（金）予定

定款の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日（金）予定

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第26条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>第1条～第26条（現行どおり）</u></p> <p><u>（取締役の責任免除）</u></p> <p><u>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第28条～第34条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>第28条～第34条（現行どおり）</u></p> <p><u>（監査役の責任免除）</u></p> <p><u>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

以上